

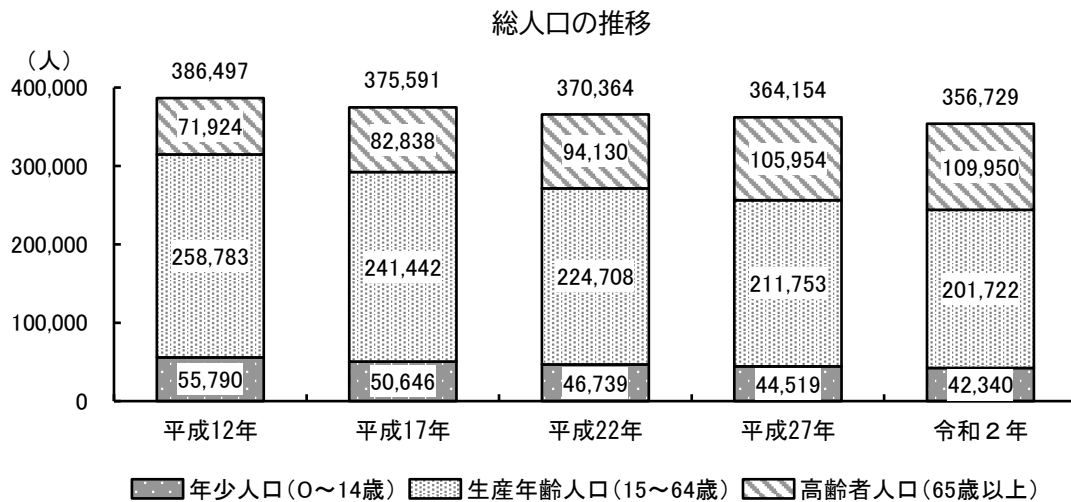


障害のある人を取り巻く和歌山市の状況

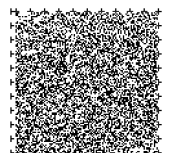
1 総人口の推移

① 総人口の推移

総人口は減少傾向で推移しており、平成12年に386,497人であった人口が、令和2年には356,729人と、この20年間で29,768人の減少となっています。

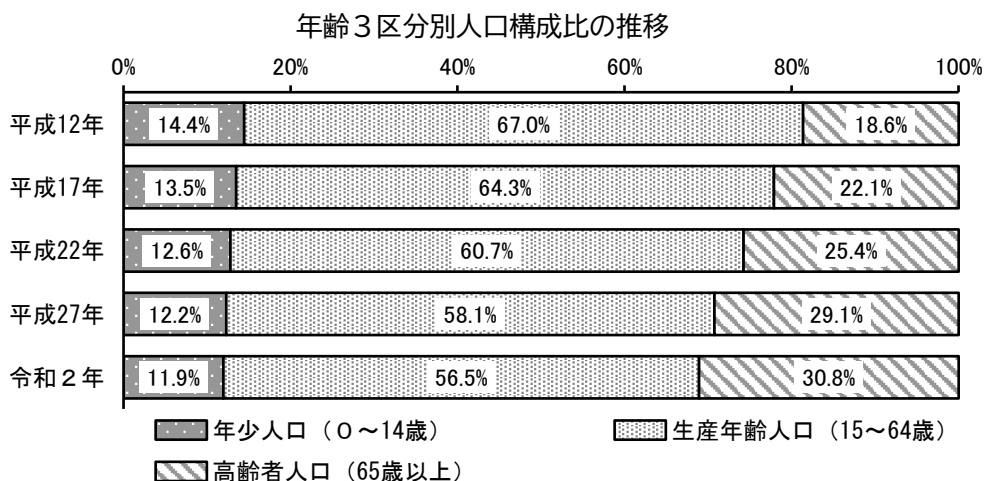


※資料：国勢調査（年齢不詳を含むため、3区分別人口の合計と総人口は異なる）



② 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下するとともに、高齢者人口の割合が上昇しています。高齢者人口の割合は、令和2年では30.8%と、平成12年からの20年で12.2ポイント上昇しており、少子高齢化が急速に進行していることがわかります。

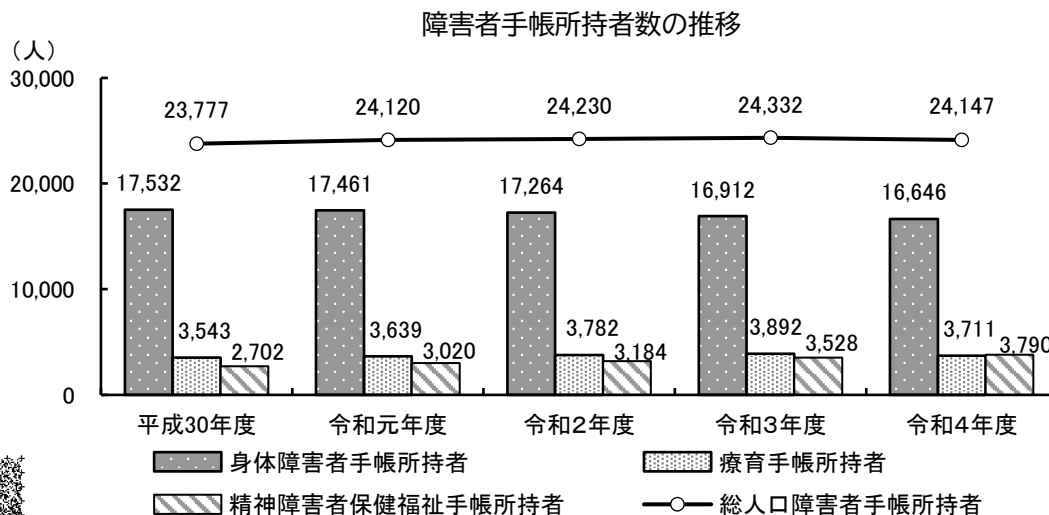


※資料：国勢調査（年齢不詳を含むため、3区分別人口の合計と総人口は異なる）

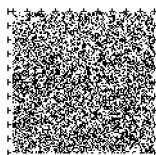
|| 2 障害者手帳所持者の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、24,000人前後で推移しています。令和4年度では身体障害者手帳所持者が16,646人、療育手帳所持者が3,711人、精神障害者保健福祉手帳所持者が3,790人となっています。

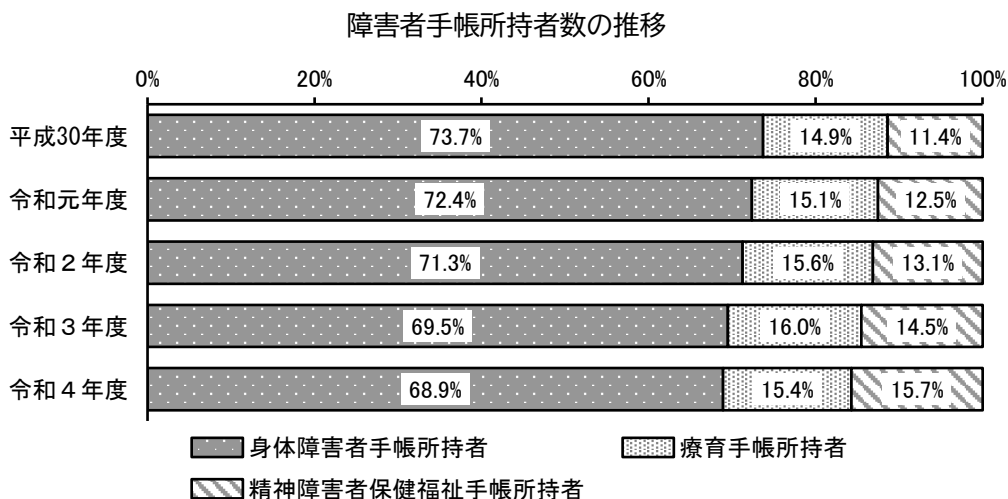


※資料：和歌山市障害者支援課、保健対策課 各年度3月31日現在



② 障害者手帳所持者構成比の推移

障害者手帳所持者の構成比をみると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が上昇しており、身体障害者手帳所持者は減少傾向がみられます。

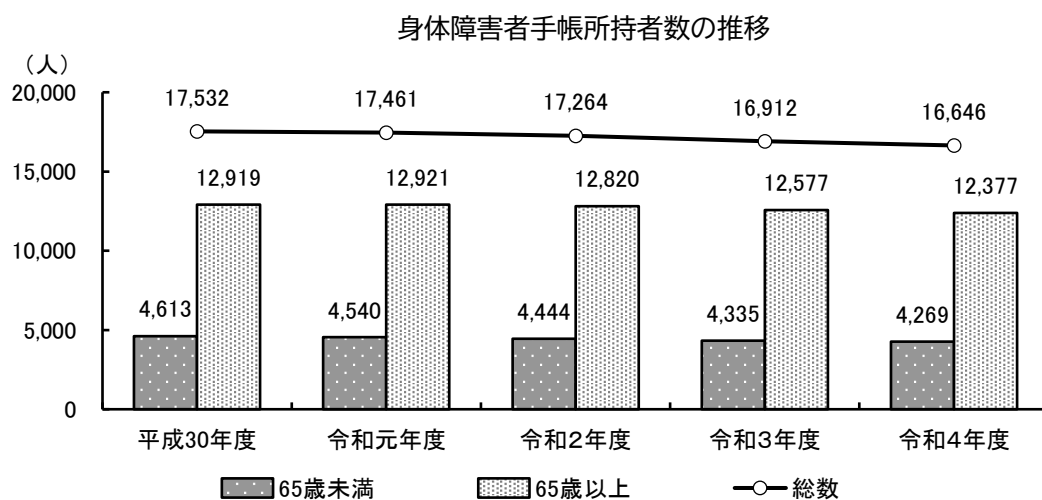


※資料：和歌山市障害者支援課、保健対策課 各年度3月31日現在

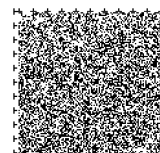
3 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和4年度では65歳未満の方は4,269人、65歳以上の方が12,377人の計16,646人となっています。

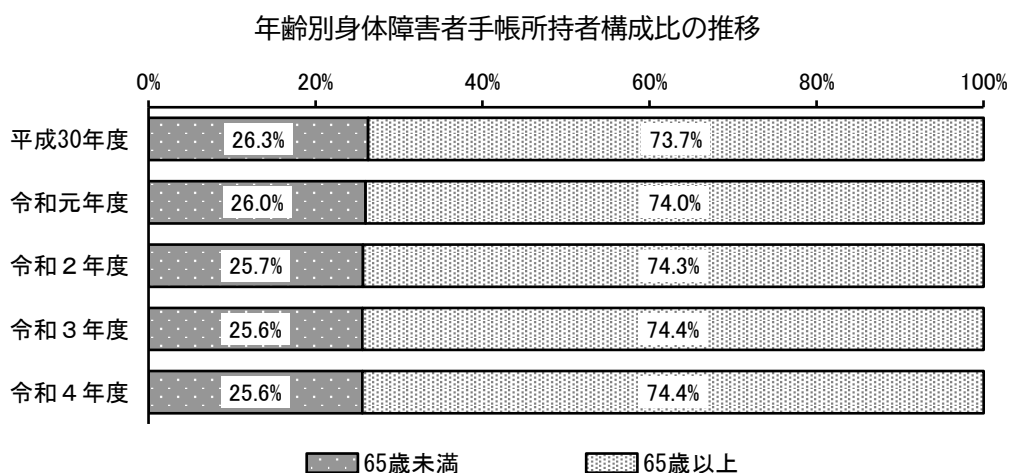


※資料：和歌山市障害者支援課 各年度3月31日現在



② 年齢別身体障害者手帳所持者構成比の推移

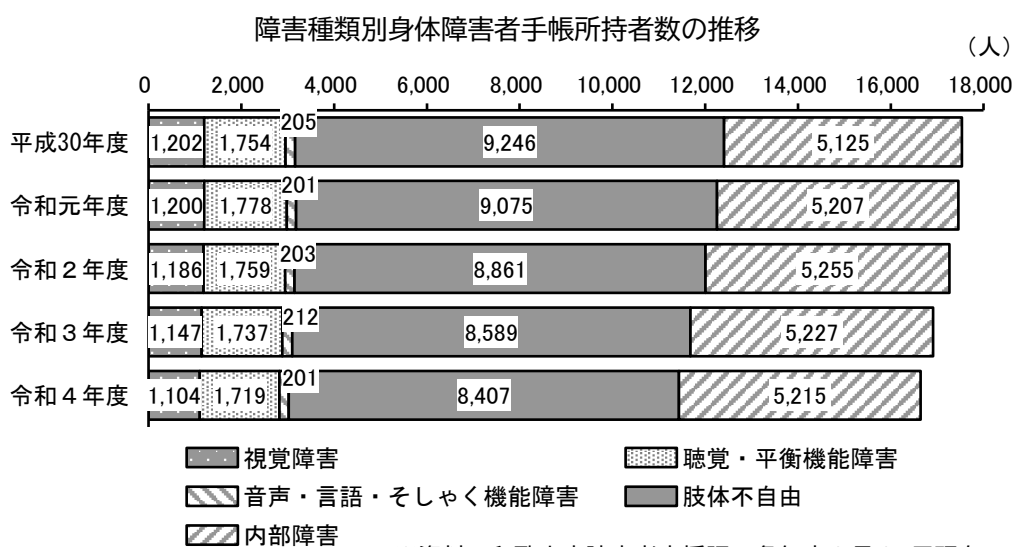
年齢別身体障害者手帳所持者の構成比は、横ばいで推移しており、令和4年度では65歳未満の方は25.6%、65歳以上の方は74.4%となっています。



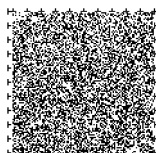
※資料：和歌山市障害者支援課 各年度3月31日現在

③ 障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障害種類別の身体障害者手帳所持者数は、肢体不自由が最も多く、令和4年度には8,407人となっていますが、平成30年度の9,246人と比較すると、839人の減少となっています。また、一方で内部障害は、令和4年度では5,215人で平成30年度と比較すると90人増加しています。

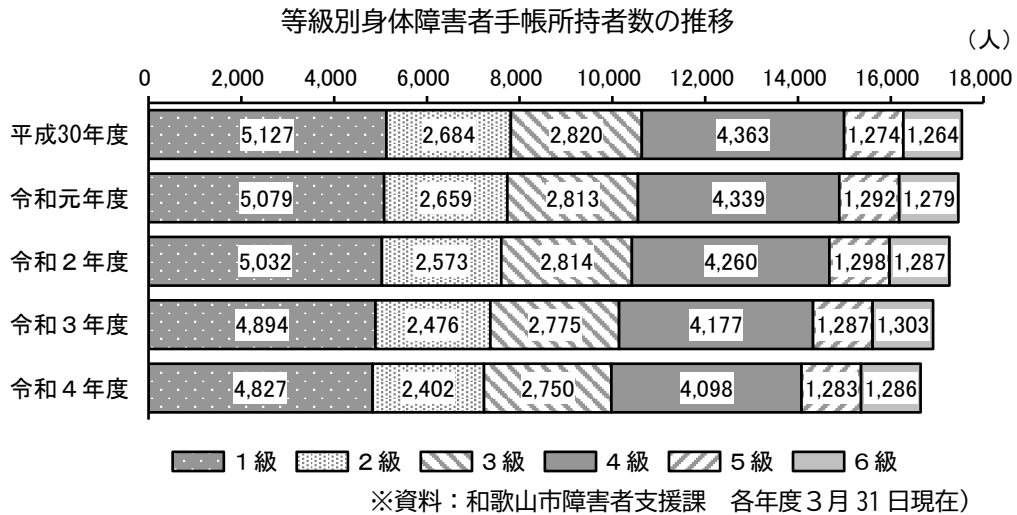


※資料：和歌山市障害者支援課 各年度3月31日現在



④ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

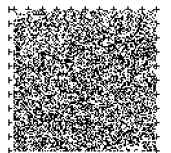
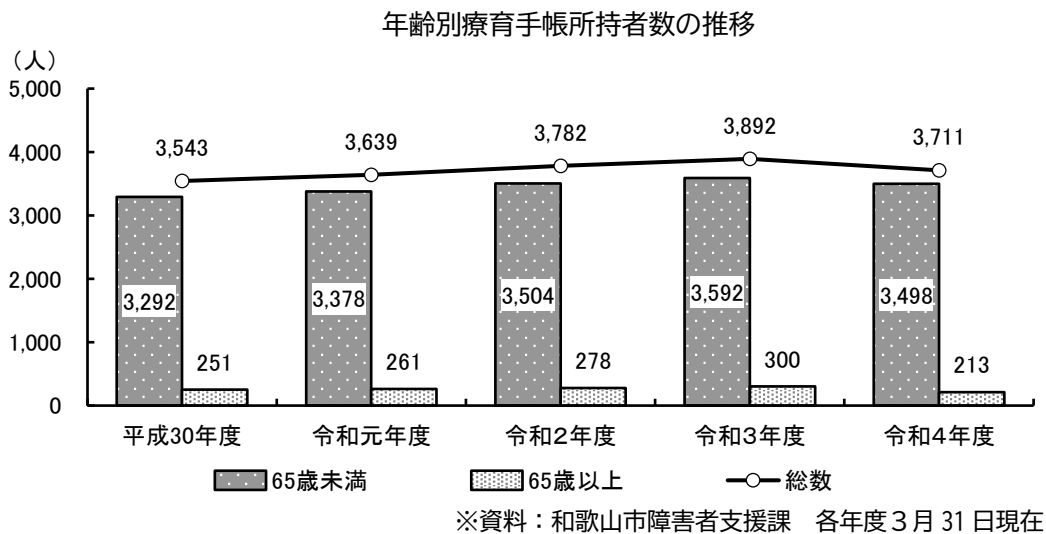
等級別身体障害者手帳所持者数は、1級が最も多く、次いで4級、3級と続いています。



4 療育手帳所持者の状況

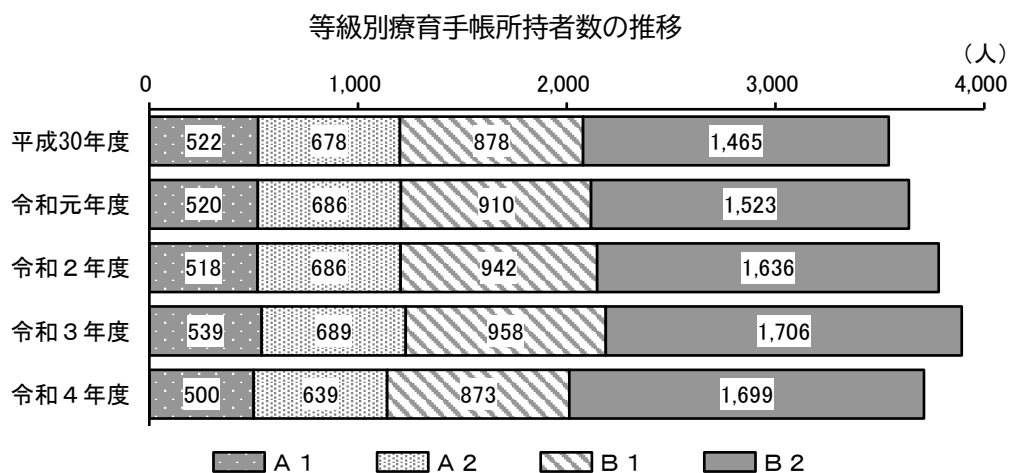
① 年齢別療育手帳所持者数の推移

年齢別療育手帳所持者数は、令和4年度には減少がみられるものの、概ね増加傾向を示しており、平成30年度に3,543人であったものが、令和4年度には3,711人と168人の増加となっています。



② 等級別療育手帳所持者数の推移

等級別の療育手帳所持者数は、B2が最も多く、次いでB1、A2、A1となっています。また、令和3年度まで軽度者の増加が顕著でしたが、令和4年度には減少しています。

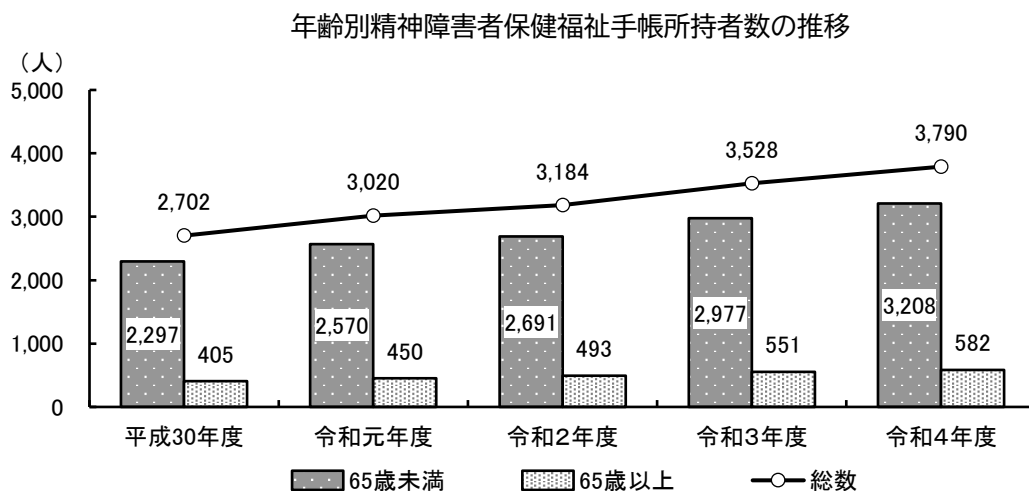


※資料：和歌山市障害者支援課 各年度3月31日現在

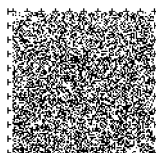
5 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

① 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、他の障害種別よりも大きく増加しており、平成30年度に2,702人であったものが、令和4年度には65歳未満で3,208人、65歳以上で582人、計3,790人となっています。

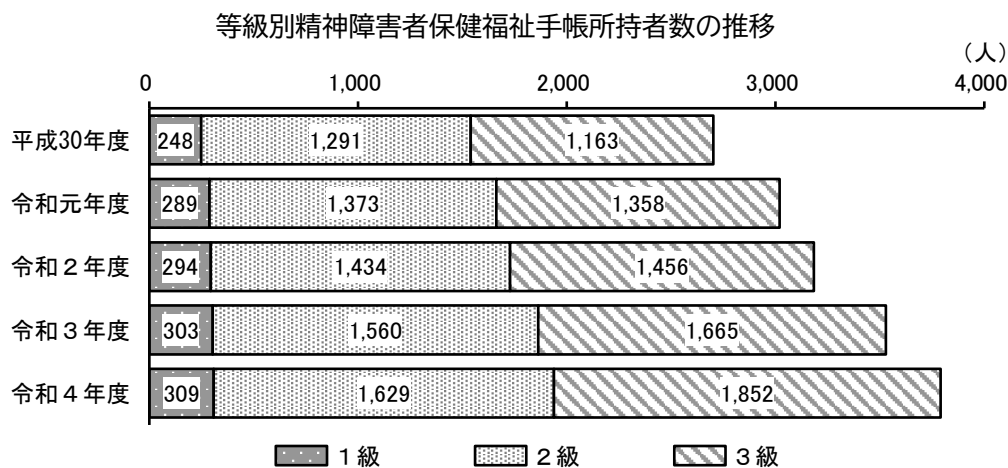


※資料：和歌山市保健対策課 各年度3月31日現在



② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

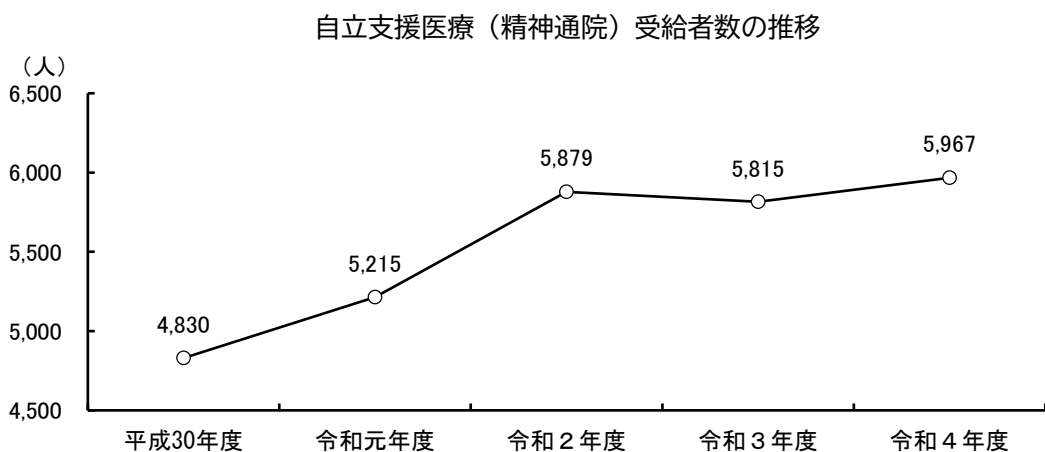
等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、3級が最も多く、次いで2級、1級となっており、令和4年度では、3級が1,852人、2級が1,629人、1級が309人となっていて、軽度者の割合が高くなっています。



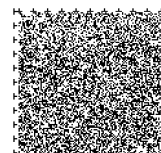
※資料：和歌山市保健対策課 各年度3月31日現在

③ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和2年度まで増加傾向で推移していましたが、以降は横ばいで推移しており、令和4年度には5,967人となっています。



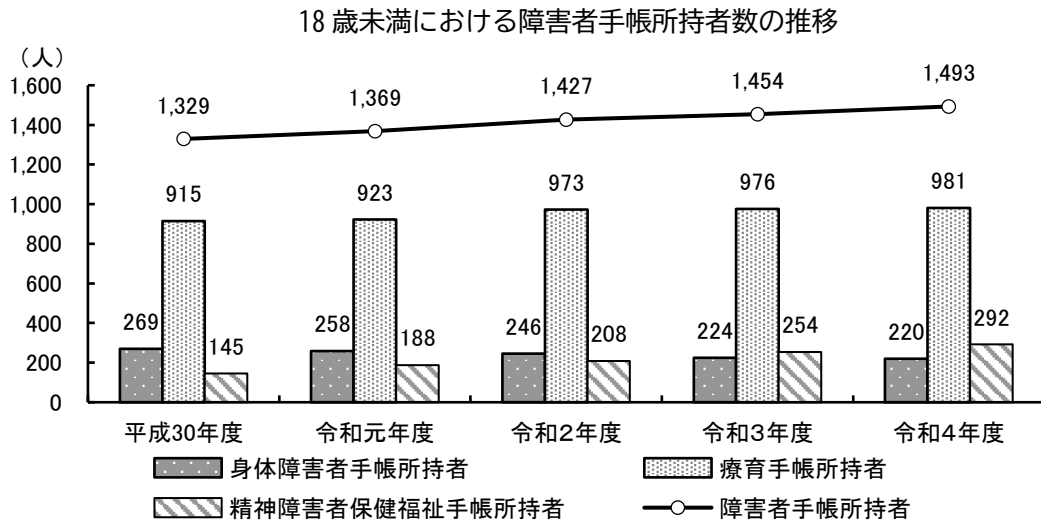
※資料：和歌山市保健対策課 各年度3月31日現在



6 障害児の状況

① 18歳未満における障害者手帳所持者数の推移

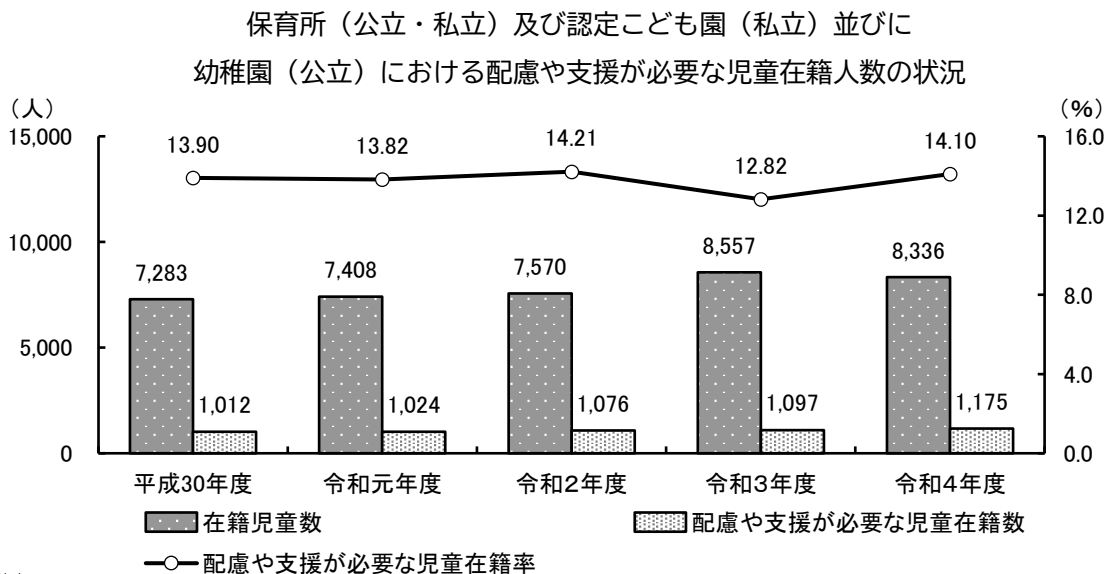
18歳未満における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっており、全体として増加傾向で推移しています。



※資料：和歌山市障害者支援課、保健対策課 各年度3月31日現在

7 保育所等における配慮や支援が必要な児童の状況

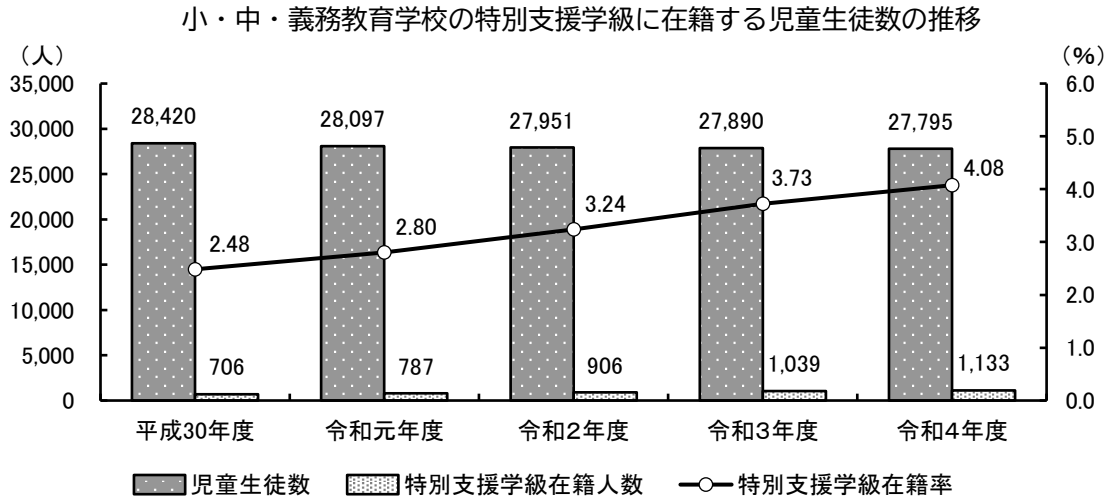
保育所及び認定こども園並びに幼稚園における配慮や支援が必要な児童数^{※注1}は、令和3年度以降は8,000人台と、令和2年度以前より増加しています。



※資料：和歌山市保育こども園課、和歌山市教育委員会 学校教育課 各年度4月1日現在
 ※注1 療育手帳等の手帳所持者だけではなく、配慮や支援が必要な児童

8 市内小・中・義務教育学校における特別支援学級の状況

小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、年々増加傾向で推移しています。



※資料：学校基本調査より 各年度5月1日現在

9 特別支援学校の在籍生徒数の推移

特別支援学校の在籍生徒数は、盲学校は年度によりばらつきはありますが、令和元年度以降は10人を超えています。ろう学校は平成30年度以降減少傾向で推移しています。支援学校は概ね横ばいで推移しています。

支援学校の在籍生徒数の推移

単位：人

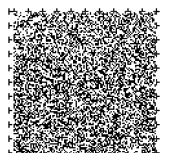
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
盲学校	7	14	15	17	14
ろう学校	27	23	18	12	13
支援学校	578	579	571	512	558

※資料：和歌山県の特別支援教育より 各年度5月1日現在

※和歌山市に住所のある生徒の数

※盲学校・ろう学校は幼稚部及び専攻科を含む。

※施設入所者は原則入所前の住所地



10 障害のある人の雇用状況

① ハローワーク和歌山管内（和歌山市、岩出市、紀の川市）における障害のある人の雇用状況

ハローワーク和歌山管内（和歌山市、岩出市、紀の川市）における障害のある人の雇用状況をみると、実雇用率について、平成30年度に2.47%であったものが、令和4年度には2.56%と、0.09ポイント増となっています。また、雇用率未達成企業の割合については、平成30年度に44.1%であったものが、令和4年度には42.1%と、2.00ポイント減となっています。

ハローワーク和歌山管内（和歌山市、岩出市、紀の川市）
における障害のある人の雇用状況

	企業数	雇用状況			雇用率未達成 企業の割合
		法定雇用算定 基礎労働者数	障害者数	実雇用率	
	社	人（A）	人（B）	%（B/A）	%
平成30年度	363	59,312.5	1,463.0	2.47	44.1
令和元年度	367	60,206.5	1,525.5	2.53	40.1
令和2年度	364	59,771.5	1,571.5	2.63	40.7
令和3年度	383	60,968.0	1,523.0	2.50	44.1
令和4年度	373	59,966.0	1,536.5	2.56	42.1

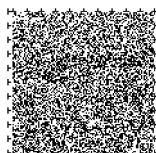
※資料：ハローワーク和歌山 各年度6月1日現在

※法定雇用算定基礎労働者数＝常用労働者数から除外率相当数を除いた労働者数

※障害者数（身体障害のある人と知的障害のある人及び精神障害のある人の計）は、短時間労働者以外の重度の身体もしくは知的障害のある人については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間労働者である重度の身体もしくは知的障害のある人については1人としてカウントしています。精神障害のある人である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。（ただし、特例措置に該当する場合は1人とカウントしています。）

※令和3年3月から民間企業における法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられました。これにより、民間企業における障害者雇用義務の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わっています。また、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとされています。

※国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げることとされています。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率についても、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%と段階的に引き上げることとされています。



② 産業別の雇用状況

産業別の雇用状況を見ると、「サービス業」が3.98%と最も多く、次いで「医療、福祉」が3.28%、「製造業」が2.33%と続いています。

産業別の雇用状況

	企業数	雇用状況			雇用率未達成 企業の割合
		法定雇用算定 基礎労働者数	障害者数	実雇用率	
	社	人 (A)	人 (B)	% (B/A)	%
鉱業・建設業	8	849.0	15.0	1.77	62.5
製造業	100	13,922.5	324.5	2.33	37.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	246.5	5.0	2.03	50.0
情報通信業・運輸業	39	5,609.0	124.0	2.21	33.3
卸売・小売業	55	16,218.5	349.5	2.15	56.4
金融・保険業・不動産業	11	4,422.0	88.0	1.99	72.7
飲食店、宿泊業	8	825.0	15.0	1.82	25.0
医療、福祉	97	11,591.5	380.0	3.28	40.2
サービス業	46	5,741.5	228.5	3.98	37.0
その他	7	540.5	7.0	1.30	57.1
合計	373	59,966.0	1,536.5	2.56	42.1

※資料：ハローワーク和歌山 令和4年6月1日現在

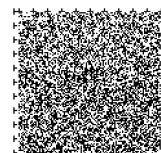
③ 就労している障害のある人の推移

就労している障害のある人の推移をみると、平成30年度に1,463人であったものが、令和4年度には1,536.5人と増加傾向となっています。

就労している障害のある人の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者数	1,463.0	1,525.5	1,571.5	1,523.0	1,536.5
増減数	143.0	62.5	46.0	▲ 48.5	13.5
実雇用率	2.47	2.53	2.63	2.50	2.56
増減数	0.15	0.06	0.10	▲ 0.13	0.06
和歌山県実雇用率	2.36	2.46	2.53	2.49	2.54
全国実雇用率	1.97	2.11	2.15	2.20	2.25

※資料：ハローワーク和歌山 各年度6月1日現在



11 特別支援学校（支援学校・ろう・盲）卒業者の進路状況

盲学校の卒業生は、進学か就職している人の割合が高く、支援学校の卒業生は施設の利用者の割合が高い傾向がみられます。

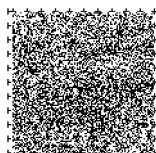
特別支援学校（支援学校・ろう・盲）卒業者の進路状況

単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
支援学校	102	101	99	94	80
進学	2	4	2	5	2
就職	26	16	20	23	14
施設	60	72	74	63	59
在宅	4	0	1	0	0
その他	10	9	2	3	5
ろう学校	11	8	9	3	3
進学	7	3	1	1	2
就職	4	5	6	2	1
施設	0	0	2	0	0
在宅	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
盲学校	2	3	3	5	3
進学	0	1	1	2	0
就職	2	0	1	3	1
施設	0	1	1	0	2
在宅	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0
合 計	115	112	111	102	86
進学	9	8	4	8	4
就職	32	21	27	28	16
施設	60	73	77	63	61
在宅	4	0	1	0	0
その他	10	10	2	3	5

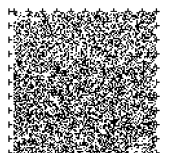
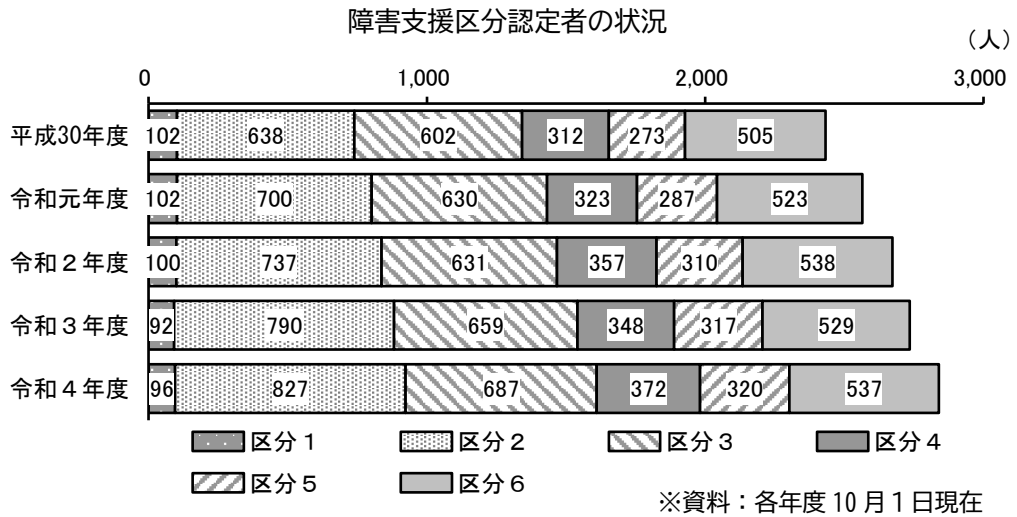
※資料：和歌山県の特別支援教育より

- ※注 1 支援学校…紀伊コスモス支援学校、和歌山さくら支援学校、紀北支援学校、和歌山大学教育学部附属特別支援学校の卒業生の計。（校区としては和歌山市以外に岩出市、紀の川市貴志川町、旧下津町を除く海南市、紀美野町を校区に含む。）
- ※注 2 ろう学校…校区は県内全域
- ※注 3 盲学校…校区は県内全域
- ※注 4 進学…教育訓練機関等への進学者を含む
- ※注 5 施設…生活介護、就労継続支援事業所（A型、B型）等の通所事業所
- ※注 6 その他…卒業時点で進路先が未定であった者を含む



12 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者は、令和4年度では、「区分2」が最も多く827人、次いで「区分3」が687人、「区分6」が537人と続いています。



13 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本計画を策定するにあたり、運営状況やサービスの提供等に係るご意見やご要望を、市の施策に反映するためにアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

事業所：和歌山市内のサービスを提供する一部の事業所

③ 調査期間

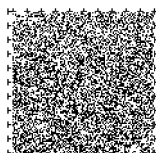
令和5年8月～令和5年9月

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
事業所	50 通	33 通	66.0%

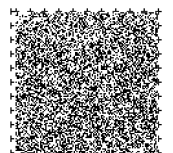
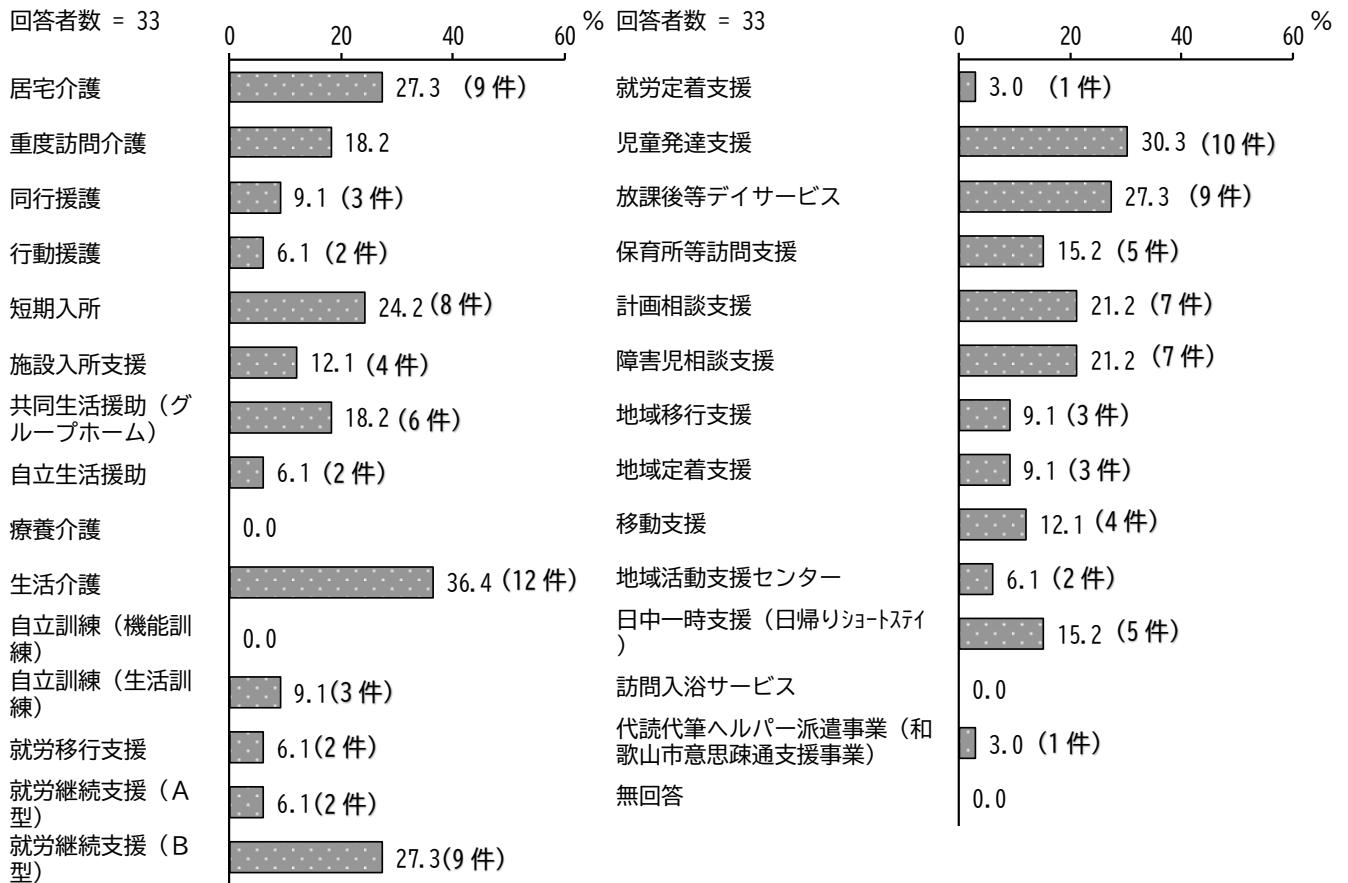


(2) 主な調査結果

① 事業所で提供している障害福祉サービス、障害児サービス

「生活介護」の割合が36.4%と最も高く、次いで「児童発達支援」の割合が30.3%、「居宅介護」、「就労継続支援（B型）」、「放課後等デイサービス」の割合が27.3%となっています。

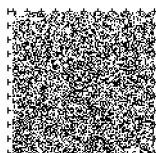
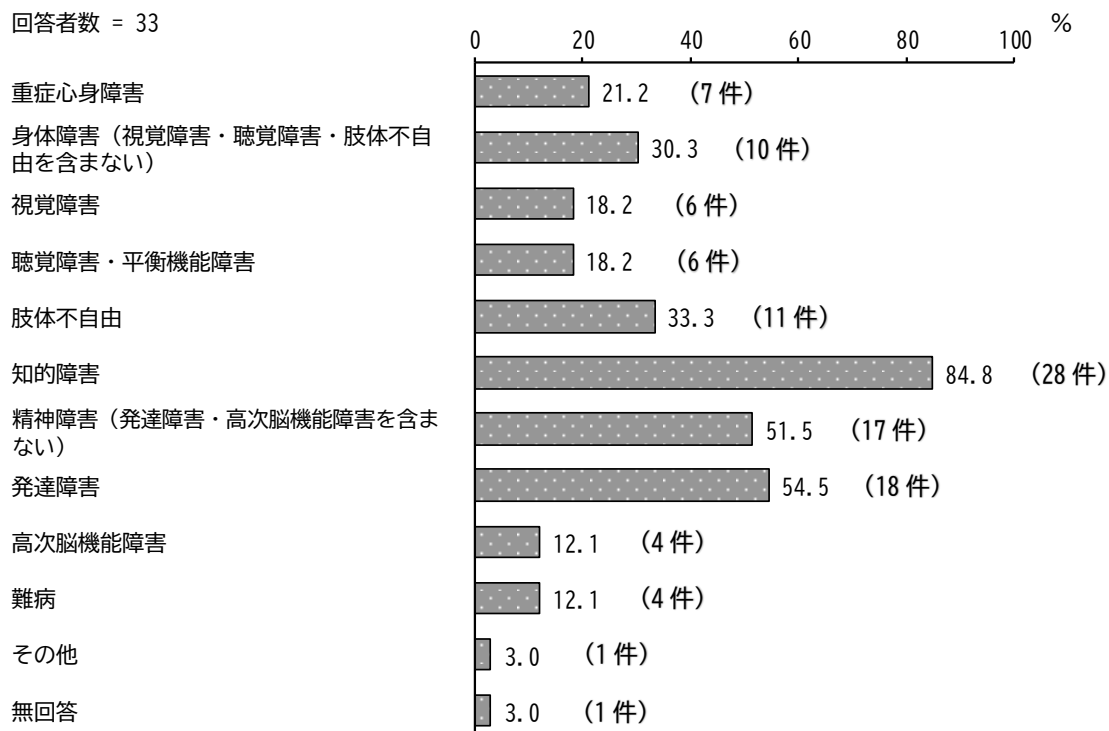
事業所で提供している障害福祉サービス、障害児サービス



② 事業所がサービスを提供している利用者の主な障害

「知的障害」の割合が84.8%と最も高く、次いで「発達障害」の割合が54.5%、「精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含まない）」の割合が51.5%となっています。

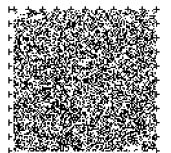
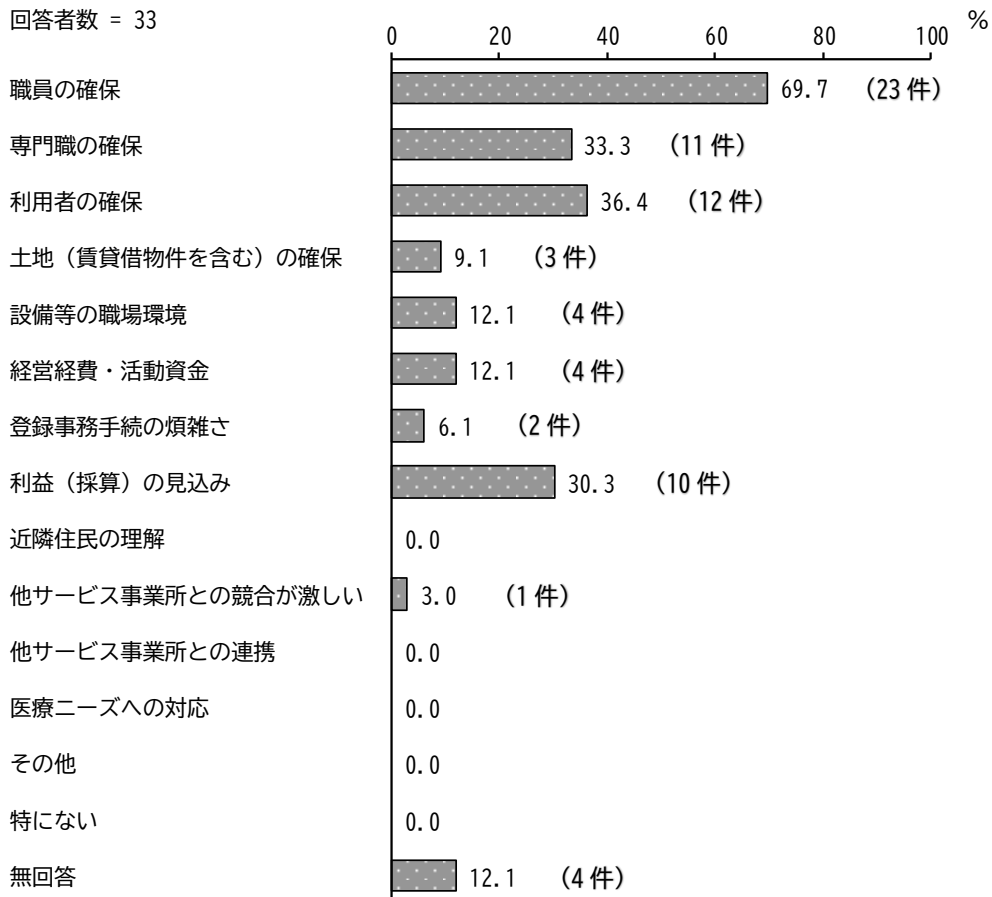
事業所でサービスを提供している利用者の主な障害



③ 事業拡大などの検討を行うにあたっての課題

「職員の確保」の割合が69.7%と最も高く、次いで「利用者の確保」の割合が36.4%、「専門職の確保」の割合が33.3%となっています。

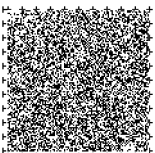
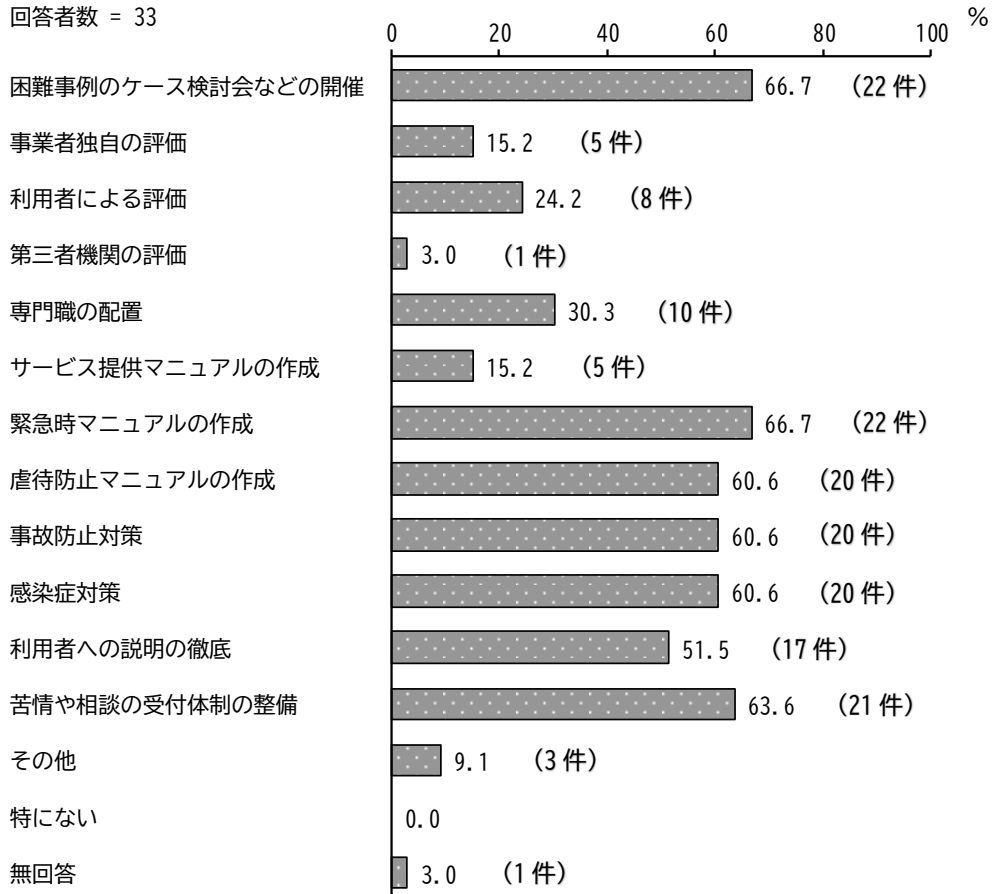
事業拡大などの検討を行うにあたっての課題



④ サービスの質の向上のため取り組んでいること

「困難事例のケース検討会などの開催」、「緊急時マニュアルの作成」の割合が66.7%と最も高く、次いで「苦情や相談の受付体制の整備」の割合が63.6%となっています。

サービスの質の向上のため取り組んでいること

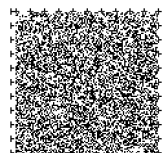
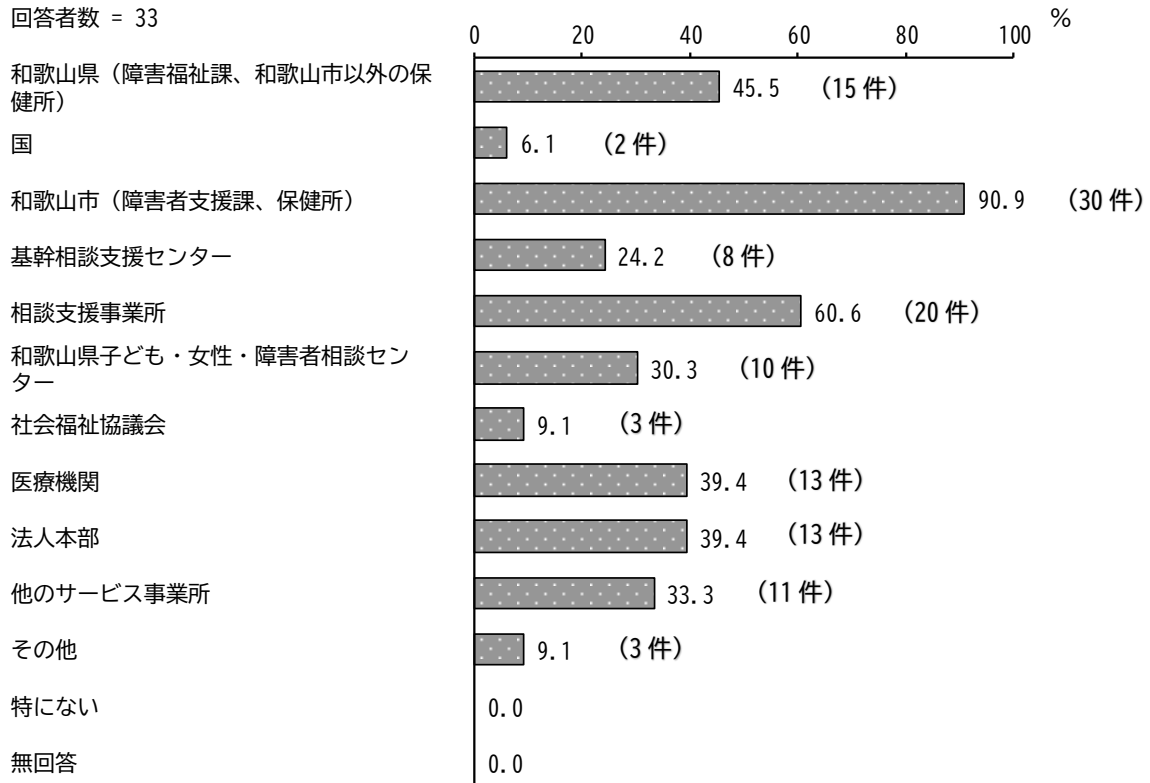


⑤ サービスを行う上で事業所だけで判断できない場合などに相談したことのある相談先

「和歌山市（障害者支援課、保健所）」の割合が90.9%と最も高く、次いで「相談支援事業所」の割合が60.6%、「和歌山県（障害福祉課、和歌山市以外の保健所）」の割合が45.5%となっています。

サービスを行う上で事業所だけで判断できない場合などに相談したことのある相談先

回答者数 = 33

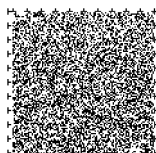
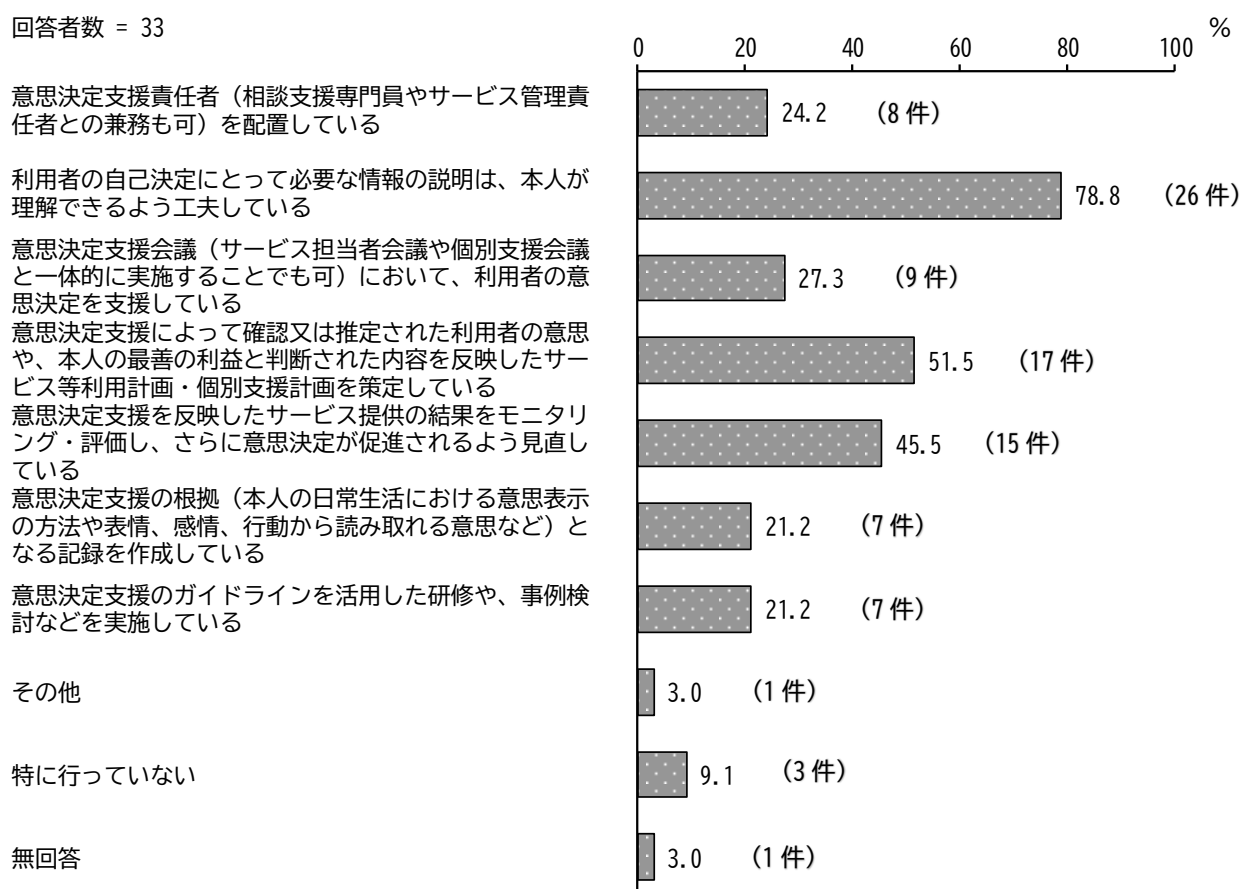


⑥ 事業所で利用者の意思決定を支援する取組や相談を実施しているか

「利用者の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫している」の割合が78.8%と最も高く、次いで「意思決定支援によって確認又は推定された利用者の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画・個別支援計画を策定している」の割合が51.5%、「意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリング・評価し、さらに意思決定が促進されるよう見直している」の割合が45.5%となっています。

事業所で利用者の意思決定を支援する取組や相談を実施しているか

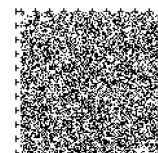
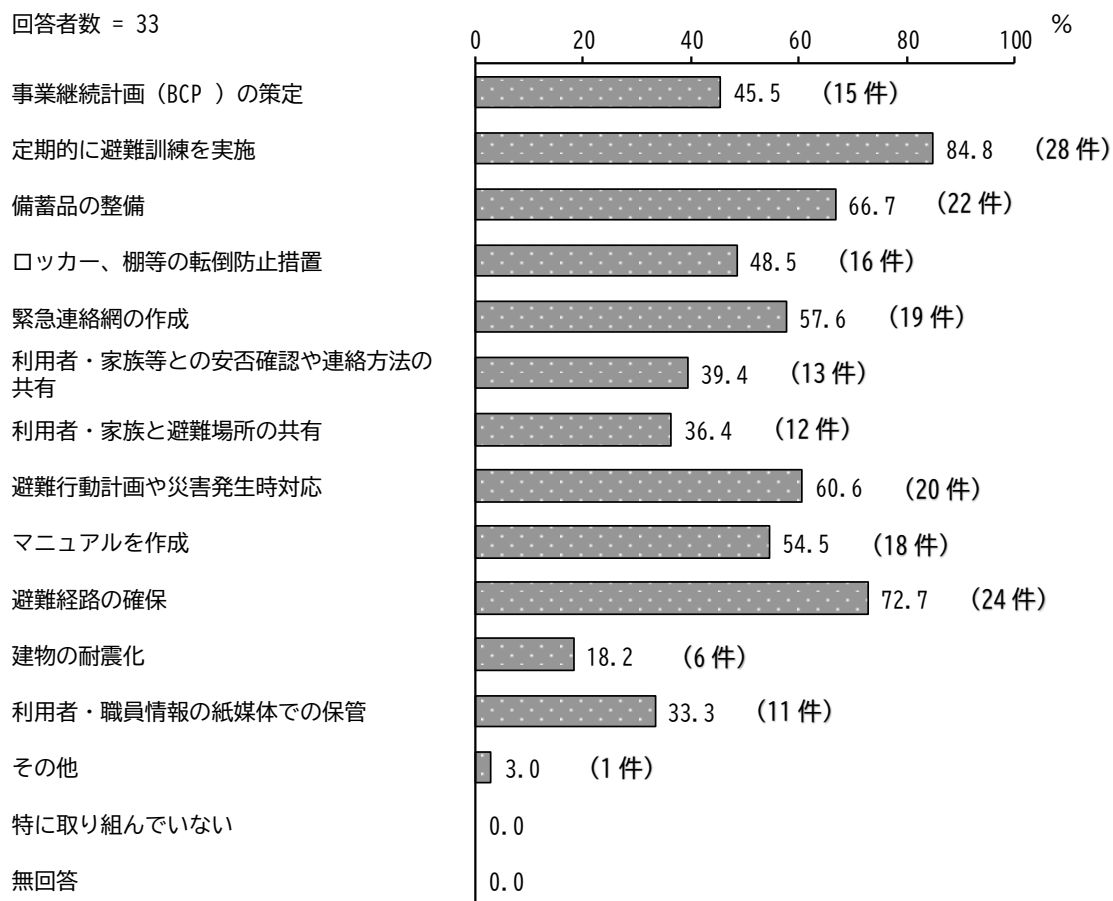
回答者数 = 33



⑦ 災害時の対策についてどのような取組をしているか

「定期的に避難訓練を実施」の割合が84.8%と最も高く、次いで「避難経路の確保」の割合が72.7%、「備蓄品の整備」の割合が66.7%となっています。

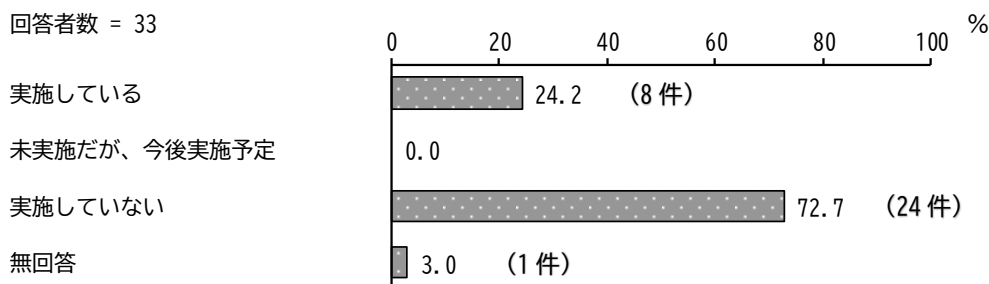
災害時の対策についてどのような取組をしているか



⑧ 医療的ケア児・者に対する支援を実施しているか

「実施していない」の割合が72.7%と最も高く、次いで「実施している」の割合が24.2%となっています。

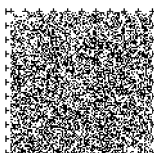
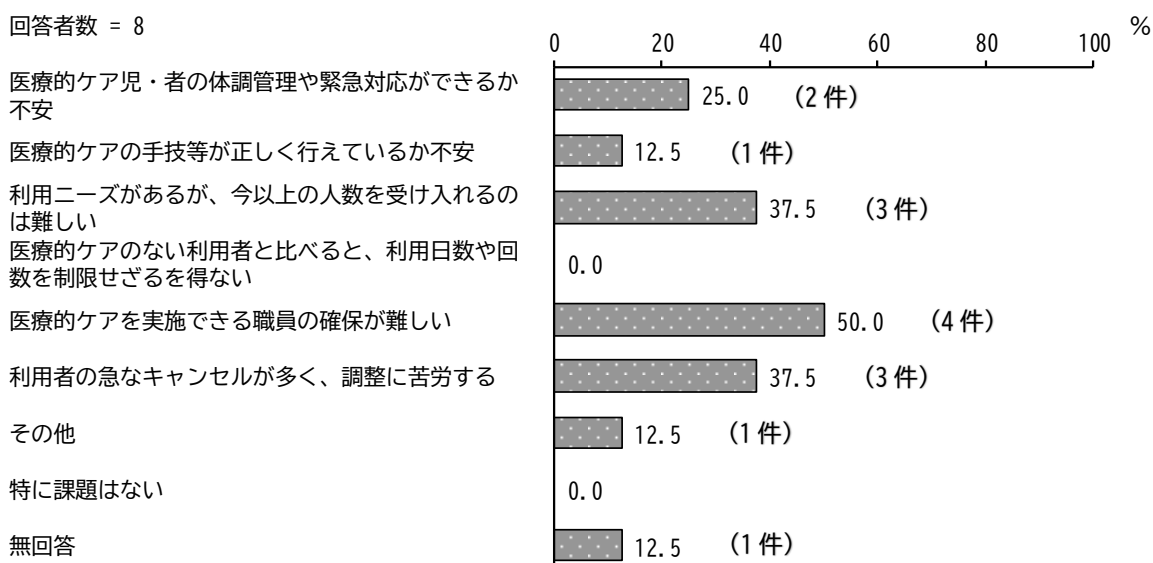
医療的ケア児・者に対する支援を実施しているか



⑨ 医療的ケア児・者の支援の実施に当たって生じた事業運営への影響や、円滑な事業運営を図る上での課題

「医療的ケアを実施できる職員の確保が難しい」が4件となっています。「利用ニーズがあるが、今以上の人数を受け入れるのは難しい」、「利用者の急なキャンセルが多く、調整に苦労する」が3件となっています。

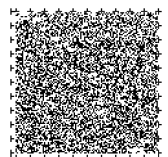
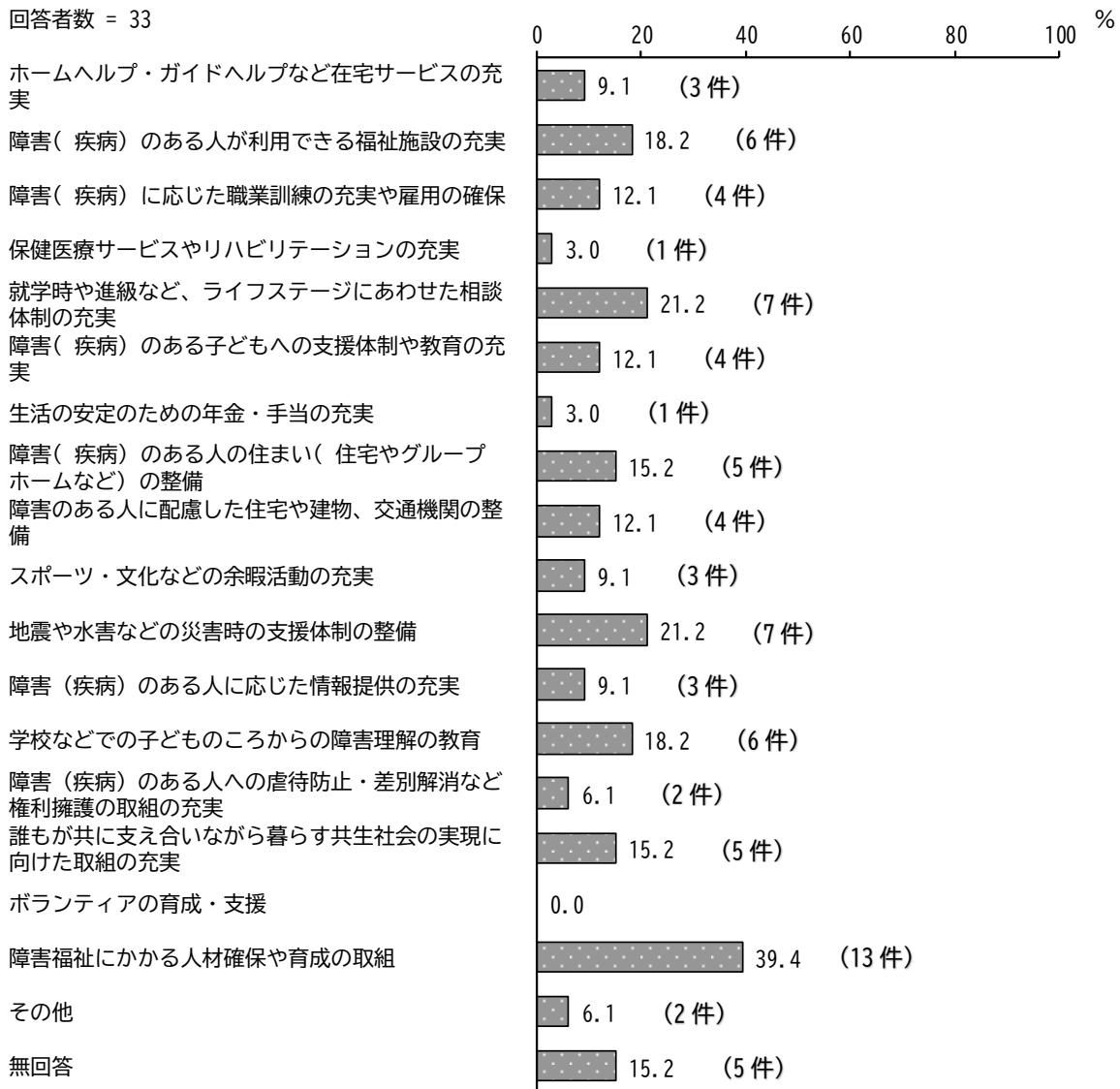
医療的ケア児・者の支援の実施に当たって生じた事業運営への影響や、円滑な事業運営を図る上での課題



⑩ 障害(疾病)のある人に関する和歌山市の施策のうち、特に力を入れる必要がある施策

「障害福祉にかかる人材確保や育成の取組」の割合が39.4%と最も高く、次いで「就学時や進級など、ライフステージにあわせた相談体制の充実」、「地震や水害などの災害時の支援体制の整備」の割合が21.2%となっています。

障害(疾病)のある人に関する和歌山市の施策のうち、特に力を入れる必要がある施策



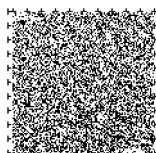
14 団体ヒアリング結果からみえる現状

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、障害のある人の現状について、関係団体のご意見やご要望を、市の施策の参考とするためにヒアリング調査を実施しました。

(2) 障害者関係団体からの主な意見

- ・サービスの質を上げるためには、支援する人材の確保並びに支援技術の向上が不可欠。
- ・各サービスに繋ぐ、相談支援事業が担う役割の多機能化・多角化が進むと思われるが、以前から業務負担が増大し、相談支援事業の継続性が危うい状況と考えられる。
- ・必要な時に、必要な分量の利用ができるように、同行援護サービスを充実してほしい。
- ・公共交通機関が不十分な地域では、ヘルパーが運転する車の利用を認めてほしい。
- ・点字の資料や情報が少なく、点字の普及と利用拡大をしてほしい。
- ・ハザードマップは、色分けなどビジュアルな表現が多用されているが、視覚障害者には理解できない。
- ・手話言語条例が広がる中、手話の啓発活動には力をいれているが、難聴者が必要とする要約筆記の啓発が少なすぎるので、力を入れてほしい。
- ・障害者支援に必要な専門性や経験不足により定着できず、施設職員等の担い手が育たず、人員不足に悩んでいる。
- ・地域住民への啓発活動については、地区各種団体や小中高等学校に対する講演会等を積極的に行うとともに、地域住民に対して、法律の趣旨を理解していただくためのパンフレット作成等を行い積極的・具体的に取り組んでほしい。
- ・障害の有無や発達の度合いに関係なく、すべての子どもを取りまく大人がどれだけ理解できているのか、どのように認識しているのか、充実とは関わる大人の質が高まることと考えます。
- ・現在、教員数の不足が伺われ、その中においても専門性の向上と指導力を備えた教員の育成を行ってほしい。
- ・障害者の雇用率や定着率を上げるための支援をしてほしい。就労する場が極めて少ない。



15 課題の整理

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者が安心して地域で暮らすことができるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、福祉施設からの退所に際しては、地域移行支援や地域定着支援等のサービスを適切に受けられる環境を作ることが重要です。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

福祉保健や医療の支援が必要な障害のある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。

精神障害者の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、住居の確保や医師、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員等、福祉専門職等、医療関係者との連携による支援の充実を図ることが必要です。

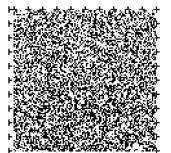
また、精神障害のある人が地域で暮らし続けるために、市民のメンタルヘルスリテラシーの向上と心のサポーター養成の推進を図ることが必要です。

(3) 地域生活支援の充実

緊急時の相談や短期入所での受け入れ体制について、運用状況の検証を行う中で、特に、強度行動障害や医療的ケアを有する者など、より支援が必要な障害者等への対応が課題となっています。

アンケート調査では、災害時の対策として、定期的に避難訓練や避難経路の確保等が出来ていない事業所があることから、事業所に対して緊急時に備えた準備について周知・啓発していく必要があります。

今後も引き続き、自立支援協議会を活用して運用状況の検証・検討を行い、機能の充実や見直しに取り組む必要があります。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者の社会参画を推し進めるため、障害福祉サービスを利用する障害者が一般就労に移行できるよう関係機関と連携し、支援体制の推進を行う必要があります。特に、サービスの特性上、就労移行支援から一般就労へ移行する者が多い状況を踏まえ、就労移行支援のより一層の推進が求められます。

一般就労した後も就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるように支援する就労定着支援の活用を推進し、障害のある人の就労支援に努める必要があります。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、放課後等デイサービスなど障害児サービスの充実を推進していくことが必要です。

児童発達支援センターを中心とした障害児通所支援の体制整備を図り、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の充実に取り組むことが求められています。

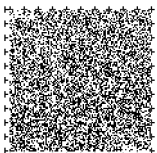
医療的ケア児が利用できる児童発達支援や放課後等デイサービスは少しずつ増加しており、重症心身障害児を対象とする事業所だけでなく、その他の事業所でも受入れています。しかし、医療的ケアを実施できる職員の確保が難しく、限られた事業所での受入れとなっているため、更なるサービスの充実が必要です。

また、障害児支援を充実させるために、学校・園などの教育機関と連携を図っていく必要があります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

専門職の人数を確保しつつ、研修等を通じて相談支援を担う人材の育成や資質の向上を図ることが必要です。

障害のある人のニーズが多様化する中、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められるため、身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、それぞれの役割を明確化し、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害のある人が望む地域生活を継続していくために、サービス等利用計画の定期的な見直しを行い、ライフステージで必要となるサービスを適切に提供することが必要となります。

アンケート調査では、事業拡大などの検討を行うにあたって「職員の確保」や「専門職の確保」が課題であると答えた事業所が多く、人材の確保が難しい状況となっています。また、利用者の意思決定を支援する取組や相談が出来ていない事業所があることから、事業所に対して積極的に啓発していく必要があります。

障害のある人が高齢になっても安心してサービスが受けられるよう、また、親の高齢化や病気、「親亡き後」も地域生活が継続できるように支援の在り方を検討し、充実させる必要があります。

障害福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、障害福祉サービス等を提供する事業者が増加する中で、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業者が提供する障害福祉サービス等の質の確保・向上を図っていくことが必要となります。

